

令和7年

奈良市議会3月定例会
提出議案（令和6年度関係）

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	10
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	12
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	14
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	16
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	18
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	20
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	22
〃 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	24
奈良市議案第 1 号	令和 6 年度奈良市一般会計補正予算（第 9 号）……………	26
〃 第 2 号	令和 6 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正 予算（第 1 号）……………	33
〃 第 3 号	令和 6 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	35
〃 第 4 号	令和 6 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	37
〃 第 5 号	令和 6 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	39
〃 第 6 号	令和 6 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	118
〃 第 7 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい て……………	120
〃 第 8 号	奈良市公共交通基本条例の制定について……………	121
〃 第 9 号	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の 一部改正について……………	125
〃 第 10 号	財産の取得について……………	129
〃 第 11 号	損害賠償の額の決定について……………	130

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年12月26日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第8号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,652,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,282,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,207,609 ^{千円}	1,652,000 ^{千円}	38,859,609 ^{千円}
	4. 国庫交付金	10,917,442	1,652,000	12,569,442
歳入合計		166,630,693	1,652,000	168,282,693

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		77,343,295 ^{千円}	1,652,000 ^{千円}	78,995,295 ^{千円}
	1. 社会福祉費	37,306,066	1,652,000	38,958,066
歳出合計		166,630,693	1,652,000	168,282,693

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費			1,566,770 ^{千円}
	1. 社会福祉費	低所得者支援・定額減税補足 給付金事業経費	1,566,770
合計			1,566,770

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第8号)

1. 総括

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
	16 国庫支出金	37,207,609	1,652,000	38,859,609
	歳 入 合 計	166,630,693	1,652,000	168,282,693

(単位：千円)

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国庫支出金	地 方 債	
3 民生費	77,343,295	1,652,000	78,995,295	1,652,000		—
歳 出 合 計	166,630,693	1,652,000	168,282,693	1,652,000		—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	4,394,893	1,652,000	6,046,893	1 一般管理費国庫交付金	1,652,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	10,917,442	1,652,000	12,569,442			

第16款 国庫支出金

3. 歳出 民生費
第3款

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	5,014,806	1,652,000	6,666,806	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,652,000	10 需用費	1,000	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費
					11 役務費	19,000	
					12 委託料	109,000	
					18 負担金補助及び交付金	1,523,000	
計	37,306,066	1,652,000	38,958,066	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業者 所得 低給	事業 支援 金	名 額 減 税 経 費	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	1. 社会福祉費				4,974,000	1,566,770

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月8日午前11時30分頃、奈良市角振町地内において発生した、市道上の平板舗装の段差により、歩行していた相手方が転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 334,544円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年8月26日午後2時25分頃、奈良市西大寺本町地内において発生した、本市業務に使用した奈良市社会福祉協議会所有の軽自動車と相手方の普通自動車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 82,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年8月29日午後5時頃、奈良市杏町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 5,015円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月18日午前11時50分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市のごみクレーンが相手方所有の塵芥車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 102,872円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月24日午前8時14分頃、奈良市疋田町四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 63,750円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年8月8日午前10時頃、奈良市八条二丁目地内において、草刈り作業中の飛び石により、相手方の保育園の窓ガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 117,431円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年1月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年5月16日午前8時31分頃、奈良市大安寺西一丁目地内において、枯損した本市管理の樹木の枝が落下し走行していた相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 107,789円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年2月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年12月31日午前11時頃、奈良市古市町地内において、本市が管理する土地に放置されていた防草シート固定用のピンの上に相手方のサッカーボールが落下し、破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8,800円

令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第9号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,653,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,936,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		22,240,000 ^{千円}	1,181,919 ^{千円}	23,421,919 ^{千円}
	1. 地方交付税	22,240,000	1,181,919	23,421,919
14. 分担金及び負担金		806,902	2,240	809,142
	1. 分 担 金	3,950	2,240	6,190
16. 国庫支出金		38,859,609	425,661	39,285,270
	1. 国庫負担金	21,996,024	375,661	22,371,685
	4. 国庫交付金	12,569,442	50,000	12,619,442
17. 県支出金		11,591,241	215,756	11,806,997
	1. 県負担金	7,001,892	213,756	7,215,648
	2. 県補助金	2,272,591	2,000	2,274,591
19. 寄 附 金		1,357,780	50,500	1,408,280
	1. 寄 附 金	1,357,780	50,500	1,408,280
20. 繰 入 金		2,721,191	424,176	3,145,367
	1. 特別会計繰入金	158,642	19,000	177,642
	2. 基金繰入金	2,562,549	405,176	2,967,725
23. 市 債		15,681,500	353,300	16,034,800
	1. 市 債	15,681,500	353,300	16,034,800
歳 入 合 計		168,282,693	2,653,552	170,936,245

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		648,780 ^{千円}	3,200 ^{千円}	651,980 ^{千円}
	1. 議 会 費	648,780	3,200	651,980
2. 総 務 費		18,834,188	△ 31,429	18,802,759
	1. 総 務 管 理 費	12,452,844	△ 173,144	12,279,700
	2. 企 画 費	3,298,933	103,208	3,402,141
	3. 徴 税 費	1,649,462	38,197	1,687,659
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,071,597	△ 240	1,071,357
	5. 選 挙 費	248,091	△ 2,150	245,941
	6. 統 計 調 査 費	33,595	1,200	34,795
	7. 監 査 委 員 費	79,666	1,500	81,166
3. 民 生 費		78,995,295	1,592,565	80,587,860
	1. 社 会 福 祉 費	38,958,066	1,419,073	40,377,139
	2. 児 童 福 祉 費	26,395,453	157,536	26,552,989
	3. 生 活 保 護 費	13,380,814	15,300	13,396,114
	4. 国 民 年 金 事 務 費	260,962	656	261,618
4. 衛 生 費		14,657,317	45,396	14,702,713
	1. 保 健 衛 生 費	5,457,524	△ 1,200	5,456,324
	2. 保 健 所 費	880,274	△ 5,230	875,044
	3. 清 掃 費	8,069,433	51,826	8,121,259
5. 労 働 費		104,139	440	104,579
	1. 労 働 諸 費	104,139	440	104,579
6. 農 林 水 産 業 費		846,318	22,217	868,535
	1. 農 林 費	846,318	22,217	868,535

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		1,469,115	4,341	1,473,456
	1. 商工費	1,469,115	4,341	1,473,456
8. 観光費		1,036,345	47,300	1,083,645
	1. 観光費	1,036,345	47,300	1,083,645
9. 土木費		13,297,281	347,345	13,644,626
	1. 土木管理費	185,395	440	185,835
	2. 道路橋梁費	6,351,653	12,230	6,363,883
	3. 河川費	393,260	1,100	394,360
	4. 都市計画費	4,924,365	333,307	5,257,672
	6. 住宅費	557,673	268	557,941
10. 消防費		5,538,062	107,400	5,645,462
	1. 消防費	5,538,062	107,400	5,645,462
11. 教育費		14,074,312	△ 56,854	14,017,458
	1. 教育総務費	4,120,310	△ 50,728	4,069,582
	2. 小学校費	2,360,213	△ 8,550	2,351,663
	3. 中学校費	1,362,133	△ 1,300	1,360,833
	4. 高等学校費	996,607	△ 18,471	978,136
	5. 幼稚園費	665,288	2,150	667,438
	6. 社会教育費	1,713,160	19,995	1,733,155
	7. 保健体育費	2,856,601	50	2,856,651
14. 諸支出金		506,015	571,631	1,077,646
	3. 減債基金	1,000	571,631	572,631
歳出合計		168,282,693	2,653,552	170,936,245

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事業名	金額	
2. 総務費			946,487 ^{千円}	
	1. 総務管理費	水利権等補償経費	3,691	
		自治会等活動推進経費	14,000	
		庁舎等施設整備事業	41,000	
		スポーツ施設整備事業	253,282	
	2. 企画費	万博連携事業経費	9,450	
		エネルギー政策経費	340,093	
		防災対策経費	103,000	
		文化振興施設整備事業	128,500	
	3. 徴税费	賦課事務経費	53,471	
	3. 民生費			272,754
		1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	23,300
		2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	222,200
認定こども園施設整備事業			27,254	
4. 衛生費			1,353,394	
	1. 保健衛生費	出産・子育て応援経費	1,540	
		保健衛生施設整備事業	122,000	
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	1,229,854	
6. 農林水産業費			82,094	
	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	5,590	
		土地基盤整備事業	58,767	
		元気な森林づくり経費	17,737	

款	項	事業名	金額
8. 観光費			96,736 ^{千円}
	1. 観光費	針テラス運営管理経費	22,410
		観光施設整備事業	74,326
9. 土木費			3,936,406
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	35,450
		街路灯管理経費	27,400
		道路橋梁維持補修経費	5,000
		道路橋梁新設改良事業	1,549,351
	3. 河川費	河川堤防改修事業	76,831
	4. 都市計画費	バリアフリー基本構想策定経費	14,351
		街路事業	916,682
		J R奈良駅付近連続立体交差事業	687,841
		公園維持補修経費	3,500
		公園事業	556,000
	6. 住宅費	住宅管理経費	20,000
		公営住宅整備事業	44,000
	10. 消防費		
1. 消防費		消防施設整備事業	190,025
11. 教育費			1,864,872
	1. 教育総務費	特別支援教育推進経費	1,846
		中高一貫校施設整備事業	599,700
	2. 小学校費	施設保守管理経費	3,900
		小学校施設整備事業	659,180
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	326,807

款	項	事業名	金額
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	24,800 ^{千円}
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	21,583
		社会教育施設整備事業	119,400
		文化財整備事業	57,573
	7. 保健体育費	学校給食事務経費	50,083
14. 諸支出金			11,073
	1. 地事元公共基	地元公共事業基金経費	11,073
合 計			8,753,841

第3表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
総合税システム更改経費	令和6年度から令和11年度まで	875,490 ^{千円}
あやめ新橋架替工事現場技術業務委託	令和6年度から令和8年度まで	50,000
あやめ新橋架替工事	令和6年度から令和8年度まで	400,000
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム整備・運用保守委託	令和6年度から令和13年度まで	2,272,000

第4表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	706,100 ^{千円}	732,700 ^{千円}
土地基盤整備事業	14,600	28,500
都市計画事業	1,679,000	1,991,800
計	15,681,500	16,034,800

令和6年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 越 金		千円 -	千円 13,004	千円 13,004
	1. 繰 越 金	-	13,004	13,004
3. 諸 収 入		6,554	3,889	10,443
	1. 雑 入	6,554	3,889	10,443
4. 財 産 収 入		-	2,107	2,107
	1. 財 産 運 用 収 入	-	2,107	2,107
歳 入 合 計		8,500	19,000	27,500

(注) 「第2款 諸収入」を「第3款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 諸 支 出 金		千円 -	千円 19,000	千円 19,000
	1. 繰 出 金	-	19,000	19,000
歳 出 合 計		8,500	19,000	27,500

令和6年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,976,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		6,717,348 ^{千円}	△ 27,928 ^{千円}	6,689,420 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,717,348	△ 27,928	6,689,420
3. 県 支 出 金		26,630,751	△ 453,263	26,177,488
	1. 県 補 助 金	26,630,751	△ 453,263	26,177,488
5. 繰 入 金		2,452,687	584,246	3,036,933
	1. 一般会計繰入金	2,452,687	584,246	3,036,933
歳 入 合 計		35,873,617	103,055	35,976,672

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 事業費納付金		8,635,601 ^{千円}	103,055 ^{千円}	8,738,656 ^{千円}
	1. 医療給付費事業費納付金	5,666,001	35,537	5,701,538
	2. 後期高齢者支援金事業費納付金	2,238,451	67,315	2,305,766
	3. 介護納付金事業費納付金	731,149	203	731,352
歳 出 合 計		35,873,617	103,055	35,976,672

令和6年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			千円 254,700
	1. J R 奈良 駅南 地区土地地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区 土地地区画整理事業	254,700
合 計			254,700

令和6年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ868,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,786,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		8,245,774 ^{千円}	194,720 ^{千円}	8,440,494 ^{千円}
	1. 国庫負担金	6,282,622	160,000	6,442,622
	2. 国庫補助金	1,963,152	34,720	1,997,872
3. 支払基金 交 付 金		9,582,817	234,360	9,817,177
	1. 支払基金 交 付 金	9,582,817	234,360	9,817,177
4. 県支出金		5,019,279	122,100	5,141,379
	1. 県負担金	4,826,038	122,100	4,948,138
6. 繰入金		5,589,560	316,820	5,906,380
	1. 一般会計繰入金	5,422,961	108,500	5,531,461
	2. 基金繰入金	166,599	208,320	374,919
歳 入 合 計		36,918,735	868,000	37,786,735

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		34,180,500 ^{千円}	868,000 ^{千円}	35,048,500 ^{千円}
	1. 介護サービス 等 諸 費	34,180,500	868,000	35,048,500
歳 出 合 計		36,918,735	868,000	37,786,735

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第9号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		22,240,000	1,181,919	23,421,919
14 分担金及び負担金		806,902	2,240	809,142
16 国庫支出金		38,859,609	425,661	39,285,270
17 県支出金		11,591,241	215,756	11,806,997
19 寄附金		1,357,780	50,500	1,408,280
20 繰入金		2,721,191	424,176	3,145,367
23 市債		15,681,500	353,300	16,034,800
	歳 入 合 計	168,282,693	2,653,552	170,936,245

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳								
				特 定 財 源		一 般 財 源						
				国県支出金	地 方 債		そ の 他					
1 議会費	648,780	3,200	651,980			3,200						
2 総務費	18,834,188	△31,429	18,802,759	50,000	26,600	△108,029						
3 民生費	78,995,295	1,592,565	80,587,860	589,417		1,003,148						
4 衛生費	14,657,317	45,396	14,702,713			45,396						
5 労働費	104,139	440	104,579			440						
6 農林水産業費	846,318	22,217	868,535	2,000	13,900	4,077						
7 商工費	1,469,115	4,341	1,473,456			4,341						
8 観光費	1,036,345	47,300	1,083,645			300						
9 土木費	13,297,281	347,345	13,644,626		312,800	34,545						
10 消防費	5,538,062	107,400	5,645,462			107,400						
11 教育費	14,074,312	△56,854	14,017,458			△60,354						
14 諸支出金	506,015	571,631	1,077,646			571,631						
歳 出 合 計	168,282,693	2,653,552	170,936,245	641,417	353,300	1,606,095						
一般財源内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">地方交付税</td> <td style="border: none;">1,181,919</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;">繰入金</td> <td style="border: none;">424,176</td> </tr> </table>							{	地方交付税	1,181,919	}	繰入金	424,176
{	地方交付税	1,181,919										
}	繰入金	424,176										

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 地方交付税	22,240,000	1,181,919	23,421,919	1. 地方交付税	1,181,919	普通交付税	
計	22,240,000	1,181,919	23,421,919				

第12款 地方交付税

第14款 分担金及び負担金 第1項 分担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 農林水産業費分担金	375	2,240	2,615	1 土地基盤整備事業費分担金	2,240	県営農業用河川工作物志急対策事業費分担金
計	3,950	2,240	6,190			

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	21,723,743	375,661	22,099,404	2 障害者福祉費負担金	350,000	障害者自立支援給付費負担金
				3 国民健康保険会計繰出負担金	25,661	保険基盤安定負担金
計	21,996,024	375,661	22,371,685			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	6,046,893	50,000	6,096,893	3 防災対策費交付金	50,000	新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)	
計	12,569,442	50,000	12,619,442				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	6,377,872	213,756	6,591,628	1 障害者福祉費負担金	175,000	障害者自立支援給付費負担金	
				2 国民健康保険会計繰出負担金	38,756		
計	7,001,892	213,756	7,215,648				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	108,300	2,000	110,300	3 土地基盤整備事業費補助金	2,000	ため池防災対策調査計画事業費補助金	
計	2,272,591	2,000	2,274,591				

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	408,080	50,500	458,580	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	50,500	まち・ひと・しごと創生寄附金
計	1,357,780	50,500	1,408,280			

第19款 寄附金

第20款 繰入金

第1項 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金	—	19,000	19,000	1 住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金	19,000	住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金
計	158,642	19,000	177,642			

第20款 繰入金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	221,302	405,176	626,478	1 財政調整基金繰入金	405,176	財政調整基金繰入金
計	2,562,549	405,176	2,967,725			

第20款 繰入金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	1,586,600	26,600	1,613,200	1 庁舎等施設整備事業債	26,600	防災対策施設整備事業債	
4 農林水産業債	20,000	13,900	33,900	1 土地基盤整備事業債	13,900	土地基盤整備事業債	
7 土木債	5,213,200	312,800	5,526,000	3 都市計画事業債	312,800	街路事業債	
計	15,681,500	353,300	16,034,800				

第23款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	648,780	3,200	651,980	一般財源 3,200	2 給料 3,000	3 職員手当等 200	職員給与費等
計	648,780	3,200	651,980	特定財源 0 一般財源 3,200			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	6,656,466	△175,350	6,481,116	一般財源 △175,350	2	△125,500	職員給与費等
					3	△24,350	
					4	△25,500	
3 広報費	223,324	489	223,813	一般財源 489	1	489	庁舎案内経費
8 自治振興及び 出張所並びに 連絡所費	348,836	1,077	349,913	一般財源 1,077	1	786	西部出張所管理経費 月ヶ瀬行政センター管理経費
					3	291	
18 庁舎等施設整 備事業費	690,160	640	690,800	一般財源 640	2	300	職員給与費等
					3	340	
計	12,452,844	△173,144	12,279,700	特定財源 一般財源 0 △173,144			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 交通安全対策費	300,400	208	300,608	208 一般財源	1 報酬	208	交通安全運動経費
4 防災対策費	152,541	103,000	255,541	76,600 特定財源 (内訳) 国庫支出金 50,000 市債 26,600 一般財源 26,400	17 備品購入費	103,000	防災対策経費
計	3,298,933	103,208	3,402,141	76,600 特定財源 26,608 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	567,045	26,500	593,545	一般財源 26,500	2	給料 21,000	職員給与費等
2 賦課徴収費	1,082,417	11,697	1,094,114	一般財源 11,697	1	報酬 8,037	賦課事務経費 6,199
					3	職員手当等 3,660	自主納税促進経費 1,190
							滞納整理経費 4,308
計	1,649,462	38,197	1,687,659	特定財源 0 一般財源 38,197			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	1,071,597	△240	1,071,357	一般財源 △240	2 給料	△300	職員給与費等
					3 職員手当等	1,560	
					4 共済費	△1,500	
計	1,071,597	△240	1,071,357	特定財源 一般財源 0 △240			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	68,091	△2,150	65,941	一般財源 △2,150	2 給料	△1,050	職員給与費等
					3 職員手当等	△300	
					4 共済費	△800	
計	248,091	△2,150	245,941	特定財源 一般財源 0 △2,150			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	14,256	1,200	15,456	一般財源 1,200	3 職員手当等	900	職員給与費等
					4 共済費	300	
計	33,595	1,200	34,795	特定財源 0 一般財源 1,200			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	79,666	1,500	81,166	一般財源 1,500	2 給料 1,050	△50	職員給与費等
					3 職員手当等 500		
					4 共済費		
計	79,666	1,500	81,166	特定財源 0 一般財源 1,500			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	6,666,806	26,621	6,693,427	一般財源 26,621	1 報酬	1,528	職員給与等 生活保護事務経費 健康管理支援事業経費 24,800 1,578 243		
					2 給料	17,000			
					3 職員手当等	8,093			
3 障害者福祉費	16,391,243	700,000	17,091,243	特定財源 (内訳) 国庫支出金 350,000 県支出金 175,000 一般財源 175,000	19 扶助費	700,000	介護給付費等支給経費 訓練等給付費支給経費 200,000 500,000		
					7 人権施策費	31,245		769	人権施策事務経費
								287	
					9 人権文化センター費	97,079		△1,350	95,729
					3 職員手当等	150			
					4 共済費	△500			
13 国民健康保険会計繰出金	2,452,687	584,246	3,036,933	特定財源 (内訳) 国庫支出金 25,661 県支出金 38,756	27 繰出金	584,246	国民健康保険特別会計繰出経費		

第3款 民生費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 介護保険会計 繰出金	5,422,961	108,500	5,531,461	一般財源 108,500	繰出金 27	108,500	介護保険特別会計繰出経費
計	38,958,066	1,419,073	40,377,139	特定財源 589,417 一般財源 829,656			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,429,228	48,714	3,477,942	一般財源 48,714	2 給料	36,749	職員給与費等 要保護児童対策経費 子育て世帯訪問支援事業経費 29,550 16,342 2,822
					3 職員手当等	11,965	
					1 報酬	18,893	
3 認定こども園費	7,630,233	56,644	7,686,877	一般財源 56,644	2 給料	35,280	職員給与費等 認定こども園保育教育士等会計年度任用職員経費 4,150 52,494
					3 職員手当等	11,971	
					4 共済費	△9,500	
					1 報酬	12,575	
4 保育所費	822,059	14,875	836,934	一般財源 14,875	2 給料	5,000	職員給与費等 保育教育士等会計年度任用職員経費 2,300 12,575
					3 職員手当等	600	
					4 共済費	△3,300	
					1 報酬	335	
5 母子福祉費	1,499,317	495	1,499,812	一般財源 495	3 職員手当等	160	母子福祉事務経費
					3 職員手当等	160	
6 児童館費	114,912	146	115,058	一般財源 146	1 報酬	146	児童館運営管理経費
7 子どもセンター費	387,450	1,162	388,612	一般財源 1,162	2 給料	1,162	一時保護所事業経費
8 学童保育費	1,229,282	35,500	1,264,782	一般財源 35,500	1 報酬	35,500	学童保育経費
計	26,395,453	157,536	26,552,989	特定財源 一般財源 0 157,536			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	783,814	15,300	799,114	一般財源 15,300	2 給料	13,500	職員給与費等
					3 職員手当等	3,300	
					4 共済費	△1,500	
計	13,380,814	15,300	13,396,114	特定財源 一般財源 15,300			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	260,962	656	261,618	一般財源 656	1 報酬 906 3 職員手当等 △250	職員給与費等 国民年金事務経費	△250 906
計	260,962	656	261,618	特定財源 0 一般財源 656			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の額 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	789,767	△650	789,117	一般財源 △650	3 職員手当等	850	職員給与費等
					4 共済費	△1,500	
8 保健衛生施設整備事業費	334,479	△550	333,929	一般財源 △550	2 給料	△500	職員給与費等
					3 職員手当等	△50	
計	5,457,524	△1,200	5,456,324	特定財源 一般財源 0 △1,200			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	586,735	△5,230	581,505	一般財源 △5,230	2 給料 △5,500		職員給与費等
					3 職員手当等 1,770		
					4 共済費 △1,500		
計	880,274	△5,230	875,044	特定財源 0 一般財源 △5,230			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,434,178	23,069	1,457,247	一般財源 23,069	1 報酬	659	職員給与等 清掃事務経費 21,400 1,669
					2 給料	16,000	
					3 職員手当等	6,410	
2 塵芥処理費	1,766,409	28,387	1,794,796	一般財源 28,387	1 報酬	1,477	職員給与等 塵芥処理事務経費 26,900 1,487
					2 給料	18,300	
					3 職員手当等	8,610	
7 清掃施設整備 事業費	2,417,405	370	2,417,775	一般財源 370	2 給料	200	職員給与等
					3 職員手当等	170	
計	8,069,433	51,826	8,121,259	特定財源 一般財源 0 51,826			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	104,139	440	104,579	一般財源 440	2 給料	400	職員給与費等
					3 職員手当等	40	
計	104,139	440	104,579	特定財源 一般財源 0 440			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	91,063	2,272	93,335	一般財源 2,272	1 報酬	132	職員給与費等 農業若年 業務受託経費 機構集積支援事業事務経費 2,140 11 121
					2 給料	2,000	
					3 職員手当等	140	
2 農業総務費	84,166	△610	83,556	一般財源 △610	2 給料	△300	職員給与費等
					3 職員手当等	190	
					4 共済費	△500	
3 農業振興費	330,060	187	330,247	一般財源 187	1 報酬	187	水田農業構造改革対策推進事務経費
4 土地基盤整備 事業費	141,196	20,368	161,564	特定財源 18,140 (内訳) 県支出金 2,000 市債 13,900 分担金及び負担金 2,240 一般財源 2,228	2 給料	300	職員給与費等 県営ほ場整備事業 13,034 県営農業用河川工作物応急対策事業 4,704 ため池防災対策調査計画事業 2,000
					3 職員手当等	330	
					12 委託料	2,000	
					18 負担金補助及び交付金	17,738	
計	846,318	22,217	868,535	特定財源 18,140 一般財源 4,077			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	126,746	3,610	130,356	一般財源 3,610	2 給料	2,500	職員給与費等
					3 職員手当等	1,410	
					4 共済費	△300	
5 消費生活対策費	18,818	731	19,549	一般財源 731	1 報酬	466	消費生活相談経費
					3 職員手当等	265	
計	1,469,115	4,341	1,473,456	特定財源 一般財源 0 4,341			

第7款 商工費

(単位：千円)

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 観光総務費	207,743	300	208,043	一般財源 300	2 給料	1,000	職員給与費等	
					3 職員手当等	100		
					4 共済費	△800		
2 観光振興費	730,402	47,000	777,402	特定財源 (内訳) 寄附金 47,000	24 積立金	47,000	観光振興基金経費	
計	1,036,345	47,300	1,083,645	特定財源 一般財源 47,000 300				

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	141,536	440	141,976	440 一般財源	2 給料 △14,900		職員給与費等
					3 職員手当等 △1,460		
					4 共済費 16,800		
計	185,395	440	185,835	0 特定財源 440 一般財源			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	786,337	4,734	791,071	一般財源 4,734	2 給料	4,500	職員給与費等
					3 職員手当等	234	
2 道路橋梁維持費	1,087,426	646	1,088,072	一般財源 646	2 給料	200	職員給与費等
					3 職員手当等	446	
3 道路橋梁新設改良費	4,477,890	6,850	4,484,740	一般財源 6,850	2 給料	5,000	職員給与費等
					3 職員手当等	1,850	
計	6,351,653	12,230	6,363,883	特定財源 0 一般財源 12,230			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	26,365	630	26,995	一般財源 630	2 給料	400	職員給与費等
					3 職員手当等	230	
3 河川堤防改修費	216,895	470	217,365	一般財源 470	2 給料	300	職員給与費等
					3 職員手当等	170	
計	393,260	1,100	394,360	特定財源 0 一般財源 1,100			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	565,624	19,200	584,824	一般財源 19,200	2 給料	△7,500	職員給与費等
					3 職員手当等	1,700	
					4 共済費	25,000	
4 街路事業費	1,336,003	1,580	1,337,583	一般財源 1,580	2 給料	1,000	職員給与費等
					3 職員手当等	580	
5 J R奈良駅付近連続立体交差事業費	561,922	312,827	874,749	特定財源 (内訳) 市債 一般財源 312,800 27	18 負担金補助及び交付金	312,827	J R 関西本線高架化事業
10 公園事業費	732,966	△300	732,666	一般財源 △300	3 職員手当等	△300	職員給与費等
計	4,924,365	333,307	5,257,672	特定財源 一般財源 312,800 20,507			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 住宅管理費	505,904	268	506,172	一般財源 268	1 報酬	630	職員給与等 住宅管理経費	△700 968
					3 職員手当等	638		
					4 共済費	△1,000		
計	557,673	268	557,941	特定財源 一般財源 0 268				

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,792,835	107,300	3,900,135	一般財源 107,300	2 給料	64,000	職員給与費等
					3 職員手当等	4,600	
					4 共済費	38,700	
5 消防施設費	1,581,686	100	1,581,786	一般財源 100	3 職員手当等	100	職員給与費等
計	5,538,062	107,400	5,645,462	特定財源 一般財源 107,400			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 教育委員会費	1,555,212	△47,636	1,507,576	一般財源 △47,636	1	報酬	7,794	職員給与費等 教育委員会会計年度任用職員経費 △55,600 7,964
					2	給料	△31,100	
					3	職員手当等	△15,830	
					4	共済費	△8,500	
2 教育振興費	1,374,576	△11,910	1,362,666	特定財源 (内訳) 寄附金 一般財源 △15,410	1	報酬	19,865	職員給与費等 補充講師経費 児童・生徒支援費 教育資質向上経費 教育指導推進経費 教職員教科等研修経費 特別支援教育推進経費 生徒指導推進経費 教育七ノタ一字習事業経費 教育振興基金経費 △37,250 1,443 12,616 2,413 11 1,611 1,907 126 1,713 3,500
					2	給料	△13,500	
					3	職員手当等	△12,775	
					4	共済費	△9,000	
					24	積立金	3,500	
					3	青少年指導費	8,818	
					2	給料	68	
					3	職員手当等	3,058	
計	4,120,310	△50,728	4,069,582	特定財源 一般財源 3,500 △54,228				

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	948,299	△3,200	945,099	一般財源 △3,200	2 給料	△1,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△200	
					4 共済費	△1,500	
4 小学校施設整備 備事業費	1,079,323	△5,350	1,073,973	一般財源 △5,350	2 給料	△2,800	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,250	
					4 共済費	△1,300	
計	2,360,213	△8,550	2,351,663	特定財源 一般財源 0 △8,550			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	429,332	△1,300	428,032	一般財源 △1,300	4 共済費	△1,300	職員給与費等
計	1,362,133	△1,300	1,360,833	特定財源 一般財源 △1,300			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 全日制高等学校費	991,142	△18,471	972,671	一般財源 △18,471	1	報酬	529	職員給与費等 高等学校運営管理経費 △19,000 529
					2	給料	△9,000	
					3	職員手当等	500	
					4	共済費	△10,500	
計	996,607	△18,471	978,136	特定財源 一般財源 △18,471 0				

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	665,288	2,150	667,438	一般財源 2,150	2 給料	2,500	職員給与費等
					3 職員手当等	650	
					4 共済費	△1,000	
計	665,288	2,150	667,438	特定財源 0 一般財源 2,150			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 成人教育費	10,053	231	10,284	一般財源	1 報酬	231	人権教育事務経費
5 図書館費	277,759	11,341	289,100	一般財源	1 報酬	8,509	中央図書館管理経費 西部図書館管理経費
					3 職員手当等	2,832	北部図書館管理経費 中央移動図書館管理経費 学校図書館支援経費
6 文化財費	227,683	7,500	235,183	一般財源	18 負担金補助及び交付金	7,500	指定文化財補助経費
8 市史編集費	5,026	620	5,646	一般財源	1 報酬	428	市史編集経費
					3 職員手当等	192	
9 史料保存館運営費	6,373	303	6,676	一般財源	1 報酬	214	史料保存館管理経費
					3 職員手当等	89	
計	1,713,160	19,995	1,733,155	特定財源 一般財源		0 19,995	

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,679,215	50	2,679,265	一般財源	2 給料	1,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,450	
計	2,856,601	50	2,856,651	特定財源 一般財源	0 50		

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第3項 減債基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 減債基金	1,000	571,631	572,631	一般財源 571,631	24 積立金	571,631	減債基金経費
計	1,000	571,631	572,631	特定財源 0 一般財源 571,631			

第14款 諸支出金

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	277 [2,263]	2,905,418	720,811	728,916	4,355,145	641,488	4,996,633
補正前	277 [2,263]	2,778,433	681,052	700,050	4,159,535	641,488	4,801,023
比較		126,985	39,759	28,866	195,610		195,610

(単位 千円)

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
補正後	30,459	16,832	2,848	363,266	307,511	8,000
補正前	30,459	16,832	2,848	344,468	297,443	8,000
比較				18,798	10,068	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	126,985	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 8.62% 2級 4.40% 3級 3.09%
		その他の増減分		給与改定の時期 令和6年4月1日
給料	39,759	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 8.62% 2級 4.40% 3級 3.09%
		その他の増減分		給与改定の時期 令和6年4月1日
職員手当	28,866	給与改定に伴う増減分		・期末手当支給月数の引き上げ (2.45月から2.5月 +0.05月) ・勤勉手当支給月数の引き上げ (2.05月から2.1月 +0.05月)
		その他の増減分		

(2) 繰越明許費

1. 追加分

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	水利権等補助償経費	163,858	3,691
		自治会等活動推進経費	132,371	14,000
		庁舎等施設整備事業	690,160	41,000
		スポーツ施設整備事業	771,919	253,282
		万博連携事業経費	59,316	9,450
3. 民生費	2. 企画費	エネルギ一政策経費	522,910	340,093
		防災対策経費	246,860	103,000
		文化振興施設整備事業	138,940	128,500
		賦課事務経費	721,184	53,471
3. 民生費	3. 徴税費	環境改善施設整備事業	25,000	23,300
		児童福祉施設整備事業	349,485	222,200
4. 衛生費	1. 保健衛生費	認定こども園施設整備事業	386,278	27,254
		出産・子育て応援経費	211,389	1,540
		保健衛生施設整備事業	334,479	122,000
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	2,417,405	1,229,854

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	100,455	5,590
		土地基盤整備事業	160,934	58,767
		元気な森林づくり経費	86,395	17,737
8. 観光費	1. 観光費	テラス運営管理経費	154,074	22,410
		観光施設整備事業	98,200	74,326
9. 土木費	2. 道路橋梁費	定期点検経費	244,973	35,450
		街路灯管理経費	187,377	27,400
		道路橋梁維持補修経費	1,069,929	5,000
		道路橋梁新設改良事業	4,477,890	1,549,351
		河川堤防改修事業	216,895	76,831
		河川計画費	18,000	14,351
4. 都市計画費	街路事業	街路事業	1,336,003	916,682
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	874,749	687,841
		公園維持補修経費	25,522	3,500
		公園園事	732,966	556,000
6. 住宅費	住宅管理経費	住宅管理経費	165,596	20,000
		公営住宅整備事業	51,769	44,000

10. 消 防 費	1. 消 防 費	消 防 施 設 整 備 事 業	1,581,686	190,025
11. 教 育 費	1. 教 育 總 務 費	特 別 支 援 教 育 推 進 經 費	49,248	1,846
		中 高 一 貫 校 施 設 整 備 事 業	1,050,000	599,700
	2. 小 学 校 費	施 設 保 守 管 理 經 費	175,749	3,900
		小 学 校 施 設 整 備 事 業	1,079,323	659,180
	3. 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	685,637	326,807
	4. 高 等 学 校 費	高 等 学 校 運 營 管 理 經 費	143,886	24,800
	6. 社 会 教 育 費	指 定 文 化 財 補 助 經 費	137,660	21,583
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業		236,340	119,400	
7. 保 健 体 育 費	文 化 財 整 備 事 業	95,645	57,573	
	学 校 給 食 事 務 經 費	1,021,455	50,083	
14. 諸 支 出 金	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	地 元 公 共 事 業 基 金 經 費	500,015	11,073

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	12,994,800	99,539,676	13,348,100	99,892,976
(1) 土 木	5,190,400	32,346,313	5,503,200	32,659,113
(4) そ の 他	4,012,300	37,244,030	4,052,800	37,284,530
合 計	15,681,500	179,427,547	16,034,800	179,780,847

2. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	-	13,004	13,004
3 諸収入	6,554	3,889	10,443
4 財産収入	-	2,107	2,107
歳 入 合 計	8,500	19,000	27,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
2 諸支出金	—	19,000	19,000		3,889	15,111
歳 出 合 計	8,500	19,000	27,500		3,889	15,111

— 一般財源内訳 —

繰越金	13,004
財産収入	2,107

2. 歳入

第2款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	13,004	13,004	1 繰越金	13,004	歳計剰余繰越金	
計	—	13,004	13,004				

住宅新築資金等貸付金特別会計

第3款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 回収管理組合返戻金	6,554	3,889	10,443	1 元利金返戻金	3,889	滞納繰越分	
計	6,554	3,889	10,443				

住宅新築資金等貸付金特別会計

第4款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	—	2,107	2,107	1 配当金収入	2,107	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合財政調整基金分配金
計	—	2,107	2,107			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第2款 諸支出金

第1項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	—	19,000	19,000	3,889 特定財源 (内訳) 諸収入 3,889 15,111 一般財源	27	繰出金	19,000 一般会計繰出経費
計	—	19,000	19,000	特定財源 3,889 一般財源 15,111			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	6,717,348	△27,928	6,689,420
3 県支出金	26,630,751	△453,263	26,177,488
5 繰入金	2,452,687	584,246	3,036,933
歳 入 合 計	35,873,617	103,055	35,976,672

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源						
				特 定 財 源									
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1 総務費	965,219	—	965,219	△453,263			453,263						
3 事業費納付金	8,635,601	103,055	8,738,656				103,055						
歳 出 合 計	35,873,617	103,055	35,976,672	△453,263			556,318						
				一般財源内訳 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">国民健康保険料</td> <td style="border: none;">△27,928</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;">繰入金</td> <td style="border: none;">584,246</td> </tr> </table>			{	国民健康保険料	△27,928	}	繰入金	584,246	
{	国民健康保険料	△27,928											
}	繰入金	584,246											

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険料	6,717,348	△27,928	6,689,420	1 医療給付費分 現年賦課分	△24,600	医療給付費分現年賦課分
				2 介護納付金分 現年賦課分	1,234	介護納付金分現年賦課分
				3 後期高齢者支 援金等分現年 賦課分	△4,562	後期高齢者支援金等分現年賦課分
計	6,717,348	△27,928	6,689,420			

国民健康保険特別会計

第3款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	26,630,751	△453,263	26,177,488	2 保険給付費等 特別交付金	△453,263	保険調整交付金分特別交付金	
計	26,630,751	△453,263	26,177,488				

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,452,687	584,246	3,036,933	1 保険基盤安定繰入金	85,891	保険基盤安定繰入金
				2 職員給与費等繰入金	156,861	職員給与費等繰入金
				4 財政安定化支援事業繰入金	21,494	財政安定化支援事業繰入金
				5 その他一般会計繰入金	320,000	その他一般会計繰入金
計	2,452,687	584,246	3,036,933			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	848,491	—	848,491	特定財源 △453,263 (内訳) 県支出金 △453,263 一般財源 453,263			財源更正
計	861,202	—	861,202	特定財源 △453,263 一般財源 453,263			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第1項 医療給付費事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 医療給付費事 業費納付金	5,666,001	35,537	5,701,538	一般財源 35,537	18 負担金補助及 び交付金	35,537	一般被保険者医療給付費事業費納付金経費
計	5,666,001	35,537	5,701,538	特定財源 0 一般財源 35,537			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の額	補正額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金事業費納 付金	2,238,451	67,315	2,305,766	一般財源 67,315	18 負担金補助及 び交付金		67,315	一般被保険者後期高齢者支援金事業費納付 金経費
計	2,238,451	67,315	2,305,766	特定財源 一般財源 67,315				

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第3項 介護納付金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の 額内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金事業費納付金	731,149	203	731,352	203 一般財源	18 負担金補助及び交付金	203	介護納付金事業費納付金経費
計	731,149	203	731,352	特定財源 一般財源 0 203			

国民健康保険特別会計

3.土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 2. 地区土地区画整理事業	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	796,700	254,700

4. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	8,245,774	194,720	8,440,494
3 支払基金交付金	9,582,817	234,360	9,817,177
4 県支出金	5,019,279	122,100	5,141,379
6 繰入金	5,589,560	316,820	5,906,380
歳 入 合 計	36,918,735	868,000	37,786,735

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	6,282,622	160,000	6,442,622	1 現年度介護給 付費負担金	160,000	現年度介護給付費負担金
計	6,282,622	160,000	6,442,622			

介護保険特別会計

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 調整交付金	1,419,406	34,720	1,454,126	1 現年度調整交付金	34,720	現年度調整交付金	
計	1,963,152	34,720	1,997,872				

介護保険特別会計

第3款 支払基金交付金

第1項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	9,228,735	234,360	9,463,095	1 現年度介護給 付費交付金	234,360	現年度介護給付費交付金
計	9,582,817	234,360	9,817,177			

介護保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	4,826,038	122,100	4,948,138	1 現年度介護給 付費負担金	122,100	現年度介護給付費負担金	
計	4,826,038	122,100	4,948,138				

介護保険特別会計

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 介護給付費繰入金	4,272,562	108,500	4,381,062	1 現年度介護給付費繰入金	108,500	現年度介護給付費繰入金	
計	5,422,961	108,500	5,531,461				

介護保険特別会計

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	166,599	208,320	374,919	1 介護給付費準備基金繰入金	208,320	介護給付費準備基金繰入金	
計	166,599	208,320	374,919				

介護保険特別会計

3. 歳出
第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護サービス等諸費	33,058,000	800,000	33,858,000	特定財源 (内訳) 国庫支出金 178,400 県支出金 113,600 支払基金交付金 216,000 一般財源 292,000	18 負担金補助及び交付金	800,000	施設介護サービス給付経費
2 高額介護サービス等費	1,072,500	68,000	1,140,500	特定財源 (内訳) 国庫支出金 16,320 県支出金 8,500 支払基金交付金 18,360 一般財源 24,820	18 負担金補助及び交付金	68,000	高額介護サービス費給付経費
計	34,180,500	868,000	35,048,500	特定財源 551,180 一般財源 316,820			

介護保険特別会計

令和6年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
大 法 測 面 配 整 水 備 池 工 事	令和6年度から 令和7年度まで	千円 56,100

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の項中「児童手当又は」の次に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当に係る支給要件のうち所得制限が撤廃されたことにより一定所得以上の者に対する特例給付が廃止されたが、個人番号の利用に係る事務において廃止前の特例給付の支給に関する情報を継続して使用する必要があるため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市公共交通基本条例の制定について

奈良市公共交通基本条例を次のように制定しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公共交通基本条例

歴史と文化、豊かな自然に囲まれた奈良市において、鉄道や路線バスに代表される公共交通は、市民の日常生活や社会生活の基盤として、地域社会や地域経済の発展を支えてきた。

しかし、自家用自動車の普及や人口減少、少子高齢化が進み、それに加えて新しい働き方の定着等による通勤需要の低下など、ライフスタイルの多様化により、本市においても公共交通の利用者数は中長期的な減少傾向にあり、従来からの公共交通ネットワークの維持が困難になりつつある。今後もバス路線の減便や廃止等の公共交通の利便性の低下が進めば、公共交通の利用者はさらに減少し、公共交通の衰退が懸念される。

その一方で、自動車等を運転できない子ども、障害者、高齢者等が円滑に移動できる手段を公共交通が担うことで、外出機会が増加し、それにより健康や福祉の増進、交流の創出、地域社会や地域経済の活性化への貢献が期待できる。また、環境負荷の少ない移動手段の重要性や道路空間を車中心から人中心へと改変するウォークアブルなまちづくりの重要性が世界的に高まっていることから、公共交通に期待される役割は大変重要となっている。

このような状況の中、公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、公共交通の利便性の向上を図るだけでなく、市民等による公共交通の積極的な利用が求められる。さらに、地域住民や関係機関等とともに、地域の特性や実情を踏まえた効率的で利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを構築することが不可欠である。

よって、ここに、市、市民、事業者及び公共交通事業者が一体となって、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に取り組み、将来にわたる持続可能な公共交通ネットワーク

の維持及び構築に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進について基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する施策（以下「公共交通に関する施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、市、市民、事業者及び公共交通事業者が連携し、及び協働し、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、持続可能な公共交通ネットワークの維持及び構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される交通機関であって、公共交通事業者等が本市の区域内において運行するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

(基本理念)

第3条 公共交通の維持及び充実並びに利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 将来にわたる持続可能な公共交通ネットワークを維持し、及び構築すること。
- (2) 人口減少及び少子高齢社会への対応、健康及び福祉の増進、地域社会及び地域経済の活性化等に資するという認識のもとに行われること。
- (3) 市、市民、事業者及び公共交通事業者の相互の理解のもとに連携し、及び協働して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共交通に関する施策を主体的かつ総合的に計画し、推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策の計画又は推進に当たっては、市民、事業者、公共交通事業者その他関係機関の理解を深め、その協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する意識の啓発を行うよう努めなければならない。

4 市は、市民、事業者及び公共交通事業者が行う公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する取組に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、公共交通を積極的に利用するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員の通勤等において、公共交通の利用を促進するよう努めなければならない。

（公共交通事業者の役割）

第7条 公共交通事業者は、持続可能な公共交通ネットワークを提供するという社会的な役割を認識した上で、基本理念にのっとり、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 公共交通事業者は、他の公共交通事業者と連携し、公共交通の利便性を向上させるとともに、市民及び事業者に対し、公共交通の利用を促進するよう努めなければならない。

3 公共交通事業者は、その運営する公共交通について、利用者の意見を聴き、その運営に反映させるよう努めなければならない。

（施策の推進）

第8条 市は、市民、事業者及び公共交通事業者との連携及び協働により、次に掲げる公共交通に関する施策を推進するものとする。

(1) 効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築及び交通手段間の連携に関する

こと。

- (2) 市民及び市を来訪する観光客等に対する公共交通の利用の促進に関すること。
- (3) 安全かつ安心な公共交通環境の整備に関すること。
- (4) まちづくりと連携した公共交通に関する施策の推進に関すること。
- (5) 公共交通による環境への負荷の低減に関すること。

(計画の策定)

第9条 市は、前条に規定する公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に実行するため、公共交通に関する計画を策定するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公共交通の維持及び充実並びに利用の促進について基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等 建築等規制条例の一部改正について

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) ラブホテル 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を目的とする建築物をいう。

第2条第3号中「（昭和23年法律第122号）」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第3条の2を削る。

第4条の見出しを「（ラブホテル建築禁止区域）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、「又は区域」の次に「（第5条、第9条及び第12条並びに附則第3項においてこれらを「ラブホテル建築禁止区域」という。）」を加え、同条第4号を削り、同条第5号中「別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改め、同号を同条第4号とし、同条の次に次の1条を加える。

（ラブホテル建築規制区域）

第4条の2 なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区（次条、第9条及び第12条において「ラブホテル建築規制区域」という。）においては、ラブホテル（専ら営業の用

に供する部分に限る。)を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

3 前項の規定による同意の手続については、次条(第1項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第4条の2第2項」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「前条の禁止区域外」を「ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外」に改め、同条第2項中「審議会」を「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会(以下「審議会」という。)」に改める。

第6条の見出しを「(ぱちんこ屋等建築禁止区域)」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、「、地区」を削り、「又は区域」の次に「(第7条、第9条及び第12条並びに附則第5項においてこれらを「ぱちんこ屋等建築禁止区域」という。)」を加え、同条中第2号及び第3号を削り、同条第4号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同号を同条第2号とし、同条の次に次の1条を加える。

(ぱちんこ屋等建築規制区域)

第6条の2 市内の次に掲げる地区(次条、第9条及び第12条並びに附則第5項において「ぱちんこ屋等建築規制区域」という。)においては、ぱちんこ屋等(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区

(2) なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

3 前項の規定による同意の手続については、次条(第1項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第6条の2第2項」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「前条の禁止区域外」を「ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外」に改める。

第8条第1項中「第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の」を「第4条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第5条第3項の規定により付けられた条件、同条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた条件、第6条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第7条第3項の規定により付けられた条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた」に改める。

第9条中「第4条及び第6条の禁止区域内」を「ラブホテル建築禁止区域内及びぱちんこ屋等建築禁止区域内又は市長の同意を得ずにラブホテル建築規制区域内及びぱちんこ屋等建築規制区域内」に改める。

第10条第1項中「第3条の規定による届出のあつた建築物」を「市内の第2条第2号及び第3号の建築物」に改める。

第11条を削る。

第4章中第12条を第11条とする。

第13条第1項中「5万円」を「30万円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第10条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第13条に次の1項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の2第2項、第5条第1項、第6条の2第2項及び第7条第1項の規定による同意を得る手続に当たつて虚偽の申請をした者
- (2) 第8条第1項の規定による勧告を受け、同条第2項の措置を講じなかつた者（ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外の地域において、第5条第1項の規定に違反してラブホテルを建築した者又はぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外の地域において、第7条第1項の規定に違反してぱちんこ屋等を建築した者に限る。）

第5章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附則第2項中「旅館業を目的とする建築物（ラブホテルを除く。）の建築の届出をしている者及び」、「届出及び」及び「第3条及び」を削る。

附則第3項中「第4条の禁止区域内」を「ラブホテル建築禁止区域内」に、「同条」を「第4条」に改める。

附則第4項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域の建築の特例）」を付し、同項中「第4条」の次に「及び第4条の2」を加える。

附則第5項に見出しとして「（ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域の建築の特例）」を付し、同項各号列記以外の部分中「第6条」の次に「及び第6条の2」を加え、同項第2号イ(ア)及び(イ)中「第6条の禁止区域」を「ぱちんこ屋等建築禁止区域又はぱちんこ屋等建築規制区域」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

（提案理由）

ラブホテル又はぱちんこ屋等の建築について、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市長が同意する場合は建築をすることができる規制区域を新たに設けるとともに、条例の実効性を高めるために罰則規定を改正しようとするものである。

財産の取得について

中学校運営管理事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
教科書	教師用教科書（中学校）	1,290冊
指導書	教師用指導書（中学校）	1,201冊

2. 契約金額 62,045,550円

3. 契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町馬見北三丁目2番31号

奈良県教科書株式会社

代表取締役社長 藤崎 雅人

損害賠償の額の決定について

平成29年12月15日付けで厚生労働大臣から認定通知された予防接種健康被害救済制度にかかる障害年金を相手方に支給しているが、その後、同時に支給すべき介護加算がなされていなかったことが判明し、遡及して介護加算を支給することについて、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 1,106,126円

